

医療的ケア児への対応について

1. 概要

平成 28 年度の児童福祉法改正により、『地方公共団体は、人工呼吸器を装着している障害児その他の日常生活を営むために医療を要する状態にある障害児（医療的ケア児）が、その心身の状況に応じた適切な保健、医療、福祉その他の各関連分野の支援を受けられるよう、保健、医療、福祉その他の各関連分野の支援を行う機関との連絡調整を行うための体制の整備に関し、必要な措置を講ずるよう努めなければならない』とされている。

保育所等における保育は、保護者が就労している場合など保育を必要とする子どもに対して提供されるものであり、医療的ケア児についても、その保育ニーズを等しく受け止める必要がある。医療的ケア児に対し、日常生活を営むために必要な医療的ケア（痰の吸引や経管栄養など）を提供するとともに、心身の状況に応じた適切な保育の提供に向けた受入体制を整備する必要がある。

2. 現状と今後の取り組み

主に巡回指導を行う看護師職の本庁配置および公立保育所への看護師の配置や、私立保育園等の看護師配置に係る補助制度により、平成 30 年度中に 5 施設（私立 3、公立 2）、平成 31 年 4 月に 2 施設（私立 2）で受入体制を整え、令和 2 年 4 月より新たに 3 施設（私立 2、公立 1）を加え、市内合計 10 施設での対応ができるよう整備を行った。

整備箇所については、「医療的ケア児の支援施策検討会議」（※）において、受入施設の地域の偏りに関するご意見をいただいている事を踏まえ、当面の目標として、公立・民間あわせて市内 11 箇所（各区・北神・北須磨）を目指して整備を進めてきた結果、各区 1 施設の整備が完了した。残る未整備地域である（北神・北須磨）について引き続き整備を進めていきたいと考えている。

※障害児支援に関する全市的な課題を共有し、必要な支援策について協議と施策の推進を行う場である「神戸市療育ネットワーク会議」の一環として、各委員より保育所等における医療的ケア児の受入体制の構築に向けて幅広い意見をいただいている。

なお、私立幼稚園等については、受入児童の在園時間が保育所等に比べて短いため、公立小学校と同様に、訪問看護ステーションを活用した最大週 10 時間の看護師派遣により、公私合わせて平成 31 年 2 月より受入制度を開始した。

〔参考〕 医療的ケア児 受入体制（R 2 年 7 月）

①保育所等

区	施設名	対象年齢	受入可能時間	開始年度
東灘	幼保連携型認定こども園 おかもと虹こども園	施設の受入可能年齢	要相談	R1
灘	幼保連携型 めばえの園認定こども園	施設の受入可能年齢	要相談	R1
中央	幼保連携型認定こども園 友愛幼児園	3歳児クラス～	9時～17時	R2
兵庫	松原保育所	3歳児クラス～	9時～17時	H30
北	認定こども園このみ保育園	3歳児クラス～	9時～17時	R2
長田	ふたば保育所	3歳児クラス～	9時～17時	R2
須磨	須磨保育所	3歳児クラス～	9時～17時	H30
垂水	ちっちゃなこども園ふたば	満2歳まで ※施設の受入可能年齢	要相談	H30
垂水	舞多聞よつば保育園	施設の受入可能年齢	要相談	H30
西	幼保連携型認定こども園 あさひ保育園	施設の受入可能年齢	要相談	H30

②私立幼稚園等

対象児童	保護者による医療的ケア実施が必要な児童（1号認定）
対象施設	受入施設は限定せず、保護者の申し出により施設が受入れの可否を決定する。
ケア内容	吸引・経管栄養・導尿等
派遣日数	最大 10 時間／週
派遣時間	最大 9～13 時 ※ケア内容によって、時間及び回数が異なる。
派遣看護師	訪問看護ステーションを利用。

【所管】 こども家庭局幼保事業課保健医療指導担当